

岡山県住宅確保要配慮者居住支援法人指定等の手続きについて

岡山県土木部都市局住宅課

1 指定の申請について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」といいます。）第59条により住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」といいます。）として指定を受けようとする法人は、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書」（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。

- （1）法第60条第2項第一号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類（別記様式第1号）
 - ・組織、人員及び運営に関する事項
 - ・支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
 - ・地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
 - ・支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- （2）申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- （3）定款及び登記事項証明書
- （4）法第59条の申請を行うことを決定した総会、理事会又はこれに準じた組織の議事録の写し
- （5）役員の氏名及び略歴を記載した書類
- （6）現に行っている業務の概要を記載した書類（別記様式第2号）
- （7）誓約書（別記様式第3号）
- （8）役員名簿（別記様式第4号）
- （9）申請日の属する事業年度の前事業年度以前直近3年間の財務諸表及び事業報告書（（2）に掲げる書類を除く。）
- （10）個人情報保護規程その他これに準ずるもの

2 指定に係る変更等について

指定を受けた居住支援法人（以下「指定居住支援法人」といいます。）は、指定を受けた支援業務の種別を変更して、新たに「家賃債務保証業務」または「残置物処理等業務」を行おうとするときは、「支援業務種別変更認可申請書」（様式第2号）に次の書類を添付して提出してください。

- （1）実施計画（新たに行う業務に係るものに限る。）
- （2）申請年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- （3）定款及び登記事項証明書
- （4）法第61条第1項の申請を行うことを決定した総会、理事会又はこれに準じた組織の議事録の写し

- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

また、法第60条第1項各号に掲げる事項（第1項に定めるものを除く）変更しようとするときは、2週間前までに「住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書」（様式第3号）を提出してください。

指定申請に係る添付書類（前段に掲げる事項に係るものは除きます。）に変更があったときは、その日から30日以内に「住宅確保要配慮者居住支援法人指定関係書類変更届出書」（様式第4号）を提出してください。

3 事業計画等の認可について

指定居住支援法人は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始1月前までに（指定を受けた日の属する事業年度については、指定を受けた後遅滞なく）、「事業計画等認可申請書」（様式第10号）を提出し、知事の認可を受けてください。

また、認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した「事業計画等変更認可申請書」（様式第11号）を提出し、知事の認可を受けてください。

4 事業報告書等について

指定居住支援法人は、毎事業年度、「事業報告書等届出書」（様式第12号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出してください。

5 債務保証業務の委託の認可

指定居住支援法人は、家賃債務保証業務のうち、債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は知事の認可を受けていただく必要がありますので、あらかじめ御相談ください。

6 債務保証業務規程の認可等について

家賃債務保証業務を行う場合は、法第64条第1項第一号の債務保証業務規程を作成し、知事の認可を受けていただく必要がありますので、あらかじめ御相談ください。

7 残置物処理等業務規程の認可について

指定居住支援法人は、残置物処理等業務を行う場合は、法第64条第1項第二号の残置物処理等業務規程を作成し、知事の認可を受けていただく必要がありますので、あらかじめ御相談ください。